

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第39号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年2月27日（日） 10時50分ごろ	
発生場所	茨城県ひたちなか市磯埼東方沖 磯埼灯台から真方位097° 3.1海里（M）付近 （概位 北緯36° 22.5′ 東経140° 41.4′）	
事故等調査の経過	平成23年3月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A モーターボート ^{しょうじん} 昭人丸、4.64トン 232-39993茨城、個人所有</p> <p>B 漁船 ^{とびひろ} 飛弘丸、3.20トン IG3-6178（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、二級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首部右舷から右舷中央にかけて外板に擦過傷</p> <p>B 右舷船首部に圧壊</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、磯埼東方沖3M付近で釣りをするため、機関を中立にして漂流していた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁の操業を終えて帰航中、船尾部で漁具を片付けながら、約11ノットの速力で磯埼東方沖をひたちなか市磯埼漁港に向けて西進していた。</p> <p>両船は、平成23年2月27日10時50分ごろA船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、A船の前方に向けて航行してくるB船に気付いており、B船が避けるものと思っていたが、そのまま接近したので、衝突の少し前、警笛を鳴らした。</p> <p>船長Bは、衝突の直前、警笛や大声が聞こえたので振り向いて初めてA船に気付いたが、何もできずに衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm</p>	
その他の事項	両船は、自力航行可能であり、両船の乗組員は、全員救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は漂流中、B船は西進中、磯埼東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、船尾部で漁具の片付け作業を行い、</p>

	見張りを行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、磯崎東方沖において、A船が漂流中、B船が西進中、船長Bが、見張りを行っていなかったため、A船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片付け作業中も前方の適切な見張りを行うこと。 ・ 自船に向けて航行してくる他船を認めた場合は、衝突を避けるための動作をとることができる余裕のある時機に警笛を吹鳴すること。 ・ 漂流中に他船の接近を認めた場合には、機関を使用して衝突を避けること。